令和2年4月10日公表

監査公表第10号(令和2年4月10日、県公報第93号登載) 包括外部監査結果に基づく措置通知(平成30年度)

監査公表第10号

令和元年5月24日付けで公表した、包括外部監査人工藤重之が実施した「子育て支援関連施策に関する財務事務の執行について」に関する包括外部監査の結果の報告に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年4月10日

福岡県監査委員 藤山 泰三

同 行正 晴實

同 世利 洋介

同 長 裕海

1 人第 1 3 0 9 号 令和 2 年 3 月 2 5 日

福岡県監査委員藤山泰三様同行正晴實様同岩崎勇様同長裕海様

福岡県知事 小川 洋

平成30年度包括外部監査の結果に係る措置について (通知)

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

子育て支援関連施策に関する財務事務の執行について

(1) 保健医療介護部

監査の結果及び意見 <td rowspan="2" color="1" co

① (意見) 学童期むし歯予防推進事業の継続的かつ広域的な構築について

フッ化物洗口の予防効果が増加するよう、継続的かつ広域的に事業を構築することが望まれる。具体的には、各市町村又は小学校で行われるフッ化物洗口推進事業に係る導入経費、及び継続的な事業費を補助する制度を構築すること等が考えられる。

市町村が行う小学校におけるフッ化物洗口について、導入経費を県が負担するとともに、継続的に事業費を補助する制度を令和元年度に構築した。

(イ) 不妊治療等支援事業費

① (意見) 不妊治療助成対象者等拡充の検討について

現在の不妊治療助成制度では、妊娠・出産を希望する方のうち助成の対象外となっている場合や、不妊治療等を継続したいが経済的理由から不妊治療等を断念せざるを得ない場合があるといったことが考えられる。

全国的には、事実婚の夫婦も対象としている自治体や治療ステージの内容に応じて助成金額をかさ上げしている自治体もあり、国の助成制度よりも手厚い独自の助成制度を設け、妊娠・出産を希望する方への支援策を強化している事例がある。

県は、医療機関や市町村と連携して妊娠・出産を希望する方々の要望事項等を把握し、県独自の不妊治療等助成制度を検討して助成対象者等を拡充することが望まれる。

他都道府県、政令市・中核市の独自助成の取組み状況 について情報収集するとともに、専門的な知見を有する医 師に特定不妊治療の効果的な運用について意見を伺い、 本県の特定不妊治療の分析を行った上で、助成制度のあ り方について検討を行っていくこととした。

(ウ) 母子保健指導費

① (指摘) 先天性代謝異常等検査事業委託に係る事前決裁 前の見積書徴取について

平成29 年度の事業実施に当たり、委託契約に関する事前伺いの決裁に基づき、事業者から見積書が徴取されているが、見積書の日付が事前伺いの決裁の日付より前の日付となっていた。

文書の施行は、起案文書の決裁に基づき行われるが、決裁の日付より前の日付で見積書を受領することは、行政機関としての意思決定である決裁自体が適切に行われていないとの懸念を抱かせかねない。よって、県は、適切に文書管理事務を行い、所属長は、文書事務が適正に処理されるよう職員を指導監督する必要がある。

平成30年1月以降、保健医療介護部(本庁)では、補助 金交付、委託契約等財務会計事務に係る事項について、 主管課長合議としており、担当課との二重チェックを行うこ ととした。

また、平成31年2月25日に所属長から職員に対して指導を行い、福岡県文書管理規程に基づく文書事務の適正な処理を徹底した。

【全庁的な取組】

令和元年度に会計課が実施した本庁支出事務説明会に おいて、本結果の内容を含め、改めて出席した職員に対し て注意喚起を行った。

(2) 福祉労働部

監査の結果及び意見

講じた措置等

ア 福祉総務課

(ア) 社会福祉法に定める社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査

① (意見) 指導監査業務における外部専門家の利用の検討 について

指導監査における指導をより強化するため、会計に 関する部分など高度な専門的知識を要する事項につい 家の活用に関して、他自治体(6自治体)における利用状 計することが望まれる。

指導監査業務のうち、会計に関する監査に係る外部専門 ては、他自治体の例も参考に、外部専門家の利用を検】況の調査を行ったところ、会計に関する監査の全てを外部 専門家に委託している、また、特別職非常勤職員として採 用している自治体はない。

> 現状は、職員を養成することにより、指導監査を実施して おり、特段の支障は生じていない。

> よって、公認会計士等の外部専門家の利用に関して、以 下の観点により、引き続きその必要性について検討するこ ととする。

①会計に関する指導監査業務のうち、どの部分を外部専 門家に置き換えるのか

②職員を養成する費用と外部専門家を利用する場合の費 用比較

③外部専門家を利用することにより、社会福祉法人の会計 事務の更なる適正化が図られるのか

(イ) 民生委員児童委員活動費

① (意見) 民生委員児童委員協議会事業費補助金に係る補 助対象経費の明確化について

本補助金は創設から既に長期間が経過しており、補助目 的と補助対象経費との関係が不明確になっているため、県 |様式を交付要綱の中で定め、補助対象経費の明確化を は、補助対象経費を団体の裁量で選択できないよう交付 要綱などで具体的に定めるともに、補助対象経費とそれ以 外の経費とを明確に区分させることが望まれる。

補助対象経費の明確化を行うことにより、交付目的に 沿った支出が実際にどの程度あるのか、補助金額が妥当 なものであるのかが判断できると考えられる。

平成31年3月から、これまで任意の様式であった以下の 行った。

- •交付申請時の収支予算書・内訳書
- 実績報告時の収支計算書・内訳書

【全庁的な取組】

令和元年度に会計課が実施した本庁支出事務説明会に おいて、本結果の内容を含め、改めて出席した職員に対し て注意喚起を行った。

② (意見) 市町村民生委員協議会に対する補助金の取扱い について

補助金の審査に当たって、補助対象事業に係る収入が ある場合は、市町村からの補助金以外の収入についても、 原則として事業費の総額から控除することが望まれる。補 助対象経費の算定基準も明確でないため、交付要綱など で補助対象外となる経費を明確に定めるとともに、歳入歳 出決算書抄本の様式をより具体的に示すことが望ましい。

これまで補助対象経費から控除する収入を市町村補助 金のみとしていたが、それ以外の収入も含むよう、平成31 年3月に交付要綱を改めた。

また、補助対象経費を明示した以下の様式を定め、市町 村による項目の追加・削除などの変更を不可とした。

- 交付申請時の収支予算内訳書
- ・概算払申請時の資金計画書
- 実績報告時の収支決算内訳書

【全庁的な取組】

令和元年度に会計課が実施した本庁支出事務説明会に おいて、本結果の内容を含め、改めて出席した職員に対し て注意喚起を行った。

イ 子育て支援課

(ア) 保育対策等促進費

① (指摘) 一時預かり事業費補助金の実績報告書に係る審 査の徹底について

本補助金の交付要綱にて添付することが義務付けられて いる「当該事業の歳入歳出決算(見込)書抄本」が添付さ れていない事例があった。

「当該事業の歳入歳出決算(見込)書抄本」は、実績報告 書及びその添付書類に記載された各種数値と、当該市町 村の歳入歳出決算数値の整合性を確かめるために、実績 報告書の添付書類とされている。

したがって、県は、実績報告書の添付書類である「当該 事業の歳入歳出決算(見込)書抄本」について、添付の確 認及び数値の整合性等に係る審査を徹底する必要があ

なお、審査の徹底については「④(意見)地域子ども・子 育て支援事業に係る補助金審査の強化について」に記載 した数値の実在性、正確性等を検証するためのチェックリ スト等の作成について検討することが望まれる。

平成30年8月24日、審査を行う職員全員に対し、本事例 について周知し、審査時及び決裁時のチェックを徹底する よう指導を行い、補助金審査強化のためのチェックリスト等 について、令和元年度中に作成することとした。

【全庁的な取組】

令和元年度に会計課が実施した本庁支出事務説明会に おいて、本結果の内容を含め、改めて出席した職員に対し て注意喚起を行った。

② (指摘) 地域子育で支援拠点事業費補助金の実績報告書 に係る審査の徹底について

本補助金の交付要綱にて添付することが義務付けられて いる「補助金事業実施状況」に記載された「対象経費の実 支出額」と同じく添付が義務付けられている「当該事業の歳」よう指導を行い、補助金審査強化のためのチェックリスト等 入歳出決算(見込)書抄本」に記載された「対象経費の実 支出額」は、本来金額が一致すべきであるにもかかわら ず、金額が各書類で異なっていた事例があった。

「当該事業の歳入歳出決算(見込)書抄本」は、実績報告 書及びその添付書類に記載された各種数値と、当該市町 村の歳入歳出決算数値の整合性を確かめるために、実績 報告書の添付書類とされている。

したがって、県は、実績報告書の添付書類である「当該 事業の歳入歳出決算(見込)書抄本」について、添付の確 認及び数値の整合性等に係る審査を徹底する必要があ

なお、審査の徹底については「④(意見)地域子ども・子 育て支援事業に係る補助金審査の強化について」に記載 した数値の実在性、正確性等を検証するためのチェックリ スト等の作成について検討することが望まれる。

平成30年8月24日、審査を行う職員全員に対し、本事例 について周知し、審査時及び決裁時のチェックを徹底する について、令和元年度中に作成することとした。

【全庁的な取組】

令和元年度に会計課が実施した本庁支出事務説明会に おいて、本結果の内容を含め、改めて出席した職員に対し て注意喚起を行った。

③ (意見) ファミリー・サポート・センター機能の充実について

県へのヒアリング及び県資料の閲覧等を行った結果、ファ ミサポ未設置の市町村が多いことや、提供会員の報酬は 一般的に低廉であり、基本的にはボランティアという側面が 強く提供会員不足となっていることなどの課題があると考え られる。

このような課題及び民間事業者によるファミサポに類似又 は代替する事業の可能性を踏まえ、県は広域的な行政主 体として、ファミサポ機能の充実に向けて、県内における各 ファミサポの実態について調査及び分析を行うこと、またそ の調査及び分析結果を踏まえ、市町村等に対する追加的 な支援策を検討すること、さらに市町村向け、ファミサポの 運営主体向け研修会・交流会の拡充を検討することが望ま れる。

ファミリー・サポート・センターの現状を把握するため、令 和元年度に市町村調査を実施し、その結果を踏まえ、支 援策を検討することとした。

研修会の拡充については、市町村向け研修会におい て、昨年度の研修参加者へのアンケートを踏まえ、市町村 間で意見交換を行う時間を増やし、令和2年2月に実施し

④ (意見) 地域子ども・子育て支援事業に係る補助金審査の 強化について

県は、国の交付金制度に基づき、地域子ども・子育て支援事業として市町村に補助金を交付している。

「第一義的には市町村で補助金額の確認が行われている」ことについて、市町村で確認した証跡を示す書類は、各補助金の実績報告書には添付されておらず、補助金の審査に当たって、審査の項目、審査の要点及び審査に係る具体的な対応事項等が組織として事前に検討・整理されて成することとした。いない。

県は、市町村において第一義的に補助金額の基礎資料 等による確認が行われているとすれば、その確認結果を添付書類として提出することを依頼する等、審査の強化を検 討することが望まれる。

具体的には、補助金額算出の根拠となる日数、時間数、 人数等の各数値について、その基礎資料まで遡り数値の 実在性、正確性等を検証するためのチェックリスト等を作成 し、市町村に当該チェックリスト等で確認することを依頼す ることが考えられる。

また、県が補助金の審査を行う際は、審査の項目、審査の要点及び審査に係る具体的な対応事項等、審査の各項目等を整理したマニュアルを作成し、審査時に活用することが考えられる。

地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、都道 府県は広域自治体として市町村を支えるとともに、事業が 健全に運営されるよう助言・援助等を行う必要がある。県 は、この趣旨を踏まえ、補助金に係る審査の強化について 検討することが望まれる。

市町村が基礎資料の確認を適切に行えるためのチェック リストを新たに作成し、実績報告書の添付資料として提出を 求めることとした。

県での補助金審査においては、審査項目等を整理したマニュアルを作成し、活用することとした。

なお、チェックリスト及びマニュアルは令和元年度中に作成することとした。

【全庁的な取組】

令和元年度に会計課が実施した本庁支出事務説明会に おいて、本結果の内容を含め、改めて出席した職員に対し て注意喚起を行った。

(イ) 子育て応援社会づくり推進費

① (意見) にこにこ家族づくりポータルサイト事業に係る効果 検証の実施について

同ウェブサイトの「子育て応援広場」では、県内市町村のすべての子育で情報が記載されていない状況にあることや、子どもと遊ぶことのできる施設情報や医療機関等に関する情報量が少ない印象であり、県民にとって利便性の高いウェブサイトとは必ずしも言い難いとも考えられる。県は、ウェブサイトの目的達成の程度、利用者に対する有用性、情報の更なる充実等に要するコスト等の観点からウェブサイトの効果検証を行うことが望まれる。また、検証の結果を踏まえ、同ウェブサイトにおける情報の充実強化や情報の改編等の対応を検討することが望まれる。

ウェブサイトの効果検証については、毎月、ページごとの ビュー数を把握すること等により、県民が必要とする情報の 把握・分析を行っている。

それを踏まえ、イベント情報等の更新を強化する必要があると判断したため、令和元年度においては、市町村や関係課に対する情報収集の強化に努めることとした。

(ウ) 保育所等に対する指導監査

①(指摘)指導監査における施設等からの改善報告書提出期限遵守の徹底について

「改善報告書」の提出が遅れていた施設への指導事項の中には、保育士の配置不足や防災対策の不備等利用者の安全の確保の観点から見て重大な事項も含まれている。

特に保育施設は、自ら安全を確保することが難しい子どもが利用する施設であることから、これら事項の改善状況を適時に把握し、改善を促すことは、監督機関たる県の重要な役割である。

県は、認可施設はもちろん今後も増加が見込まれる届出 保育施設の指導監督を適切に行う体制を確保し、改善報 告書の提出期限が遵守されるよう、監査対象施設等への 指導を徹底する必要がある。

改善報告書の提出期限の遵守については、これまでも施設に対する指導はもちろん、必要に応じて現地に赴くなど、その徹底を図ってきたところである。

指導監査の適切な実施のため、保健福祉環境事務所の 監査指導課の担当者を集めた会議を年1回開催してきたと ころであるが、令和元年度からはこれに加え、指導監査体 制の一層の強化に向け、保健福祉環境事務所との定期的 な協議の場を設けた。

② (意見) 情報システムの導入等による指導監査業務の効率化について

一般的に、情報システムを利用することによって情報共有を容易に行うことが可能となり、人為的ミスの軽減など、業務の効率化を図ることができる。また、過去の記録の照会や現在の記録との比較を容易に行うことが可能となるため、データをより有効に利用することができる。さらに、情報システムを利用することで過去のノウハウが標準化され、各保健福祉環境事務所間の判断基準の統一や、作業の代行や担当者交代時の引き継ぎも容易になると考えられる。

県は、より効率的かつ効果的に指導監査業務を実施するため、情報システムを導入し指導監査業務の標準化、各種記録のデータベース化及び情報セキュリティ水準の向上を検討することが望まれる。

効率的かつ効果的な監査業務を実施するため、共有 サーバー上での疑義照会に係るデータベースの構築な ど、本庁と事務所間で情報共有できる仕組みを検討してい くこととした。

③ (意見) 県ホームページに掲載されている「届出保育施設 一覧」掲載情報の更新について

県ホームページの「届出保育施設一覧」掲載情報に関し、適時に更新されていない事例が見受けられた。

この情報のうち「基準適合届出保育施設に該当するかどうか」、「施設の開設届出以降の未開設、閉鎖」などの情報は、施設の利用者にとって重要かつ有用な情報であり、施設からの届出による情報ではなく、県の立入調査等によって県で把握できる情報である。

このような重要かつ有用な情報で県が把握できる情報は、届出保育施設が増加している現状を踏まえ、担当部署の体制整備などを検討の上、適時に更新掲載することが望まれる。

届出保育施設に係る情報については、施設利用者や市町村にとって重要かつ有用な情報であることから、令和元年度から更新頻度を四半期ごとから毎月更新に見直した。また、立入調査結果の公表については、今後予定されている国の情報共有システムの動向を見守るとともに、立入調査を実施する保健福祉環境事務所とも連携を図りながら、その手法や時期について検討していくこととした。

ウ 児童家庭課

(ア) 児童相談所関係

① (意見) 市町村地域防災計画への記載要請について

大牟田市に対し、市町村防災計画において児童相談所 を要配慮者利用施設として記載するよう要請することが望 まれる。

なお、現地調査の結果、浸水が想定される1階部分には、児童相談等に関する資料が保存されている状況であった。利用児童及び職員の安全確保が最優先であるが、それに加え、災害時におけるこれら資料等の移動等取扱いについてもあらかじめ定めておくことが望まれる。

平成31年2月27日、大牟田市に対し、市町村防災計画に おいて児童相談所を要配慮者利用施設として記載するよう 要請した。

また、大牟田児童相談所においては、児童相談等に関する資料について、浸水しない場所に保管することとした。

② (意見)児童相談所における一時保護委託料の請求時期の統一について

一時保護委託者からの委託料の請求に大幅なタイム ラグがあるケースが見受けられた。

業務の締め及び請求書送付の時期を、一定のルールとして統一するとともに、その旨を明文化することによって、適切な予算執行への対応、請求消込の正確性の確保及び事務作業の効率化を行うことが望まれる。

業務の締め及び請求書送付の時期に係るルールの設定 について、令和元年度中に児童相談所と協議のうえ検討 することとした。

③ (意見)児童相談所における給食の献立の共通化につい

すべての一時保護所、もしくは他の県施設と献立を 共通化させ、各一時保護所における給食に係る事務負 担の軽減及び事務の効率化を行うことが望まれる。

本県における児童相談所及び他県等の状況を踏まえ、 今後のあり方について検討を行うこととした。

(イ) 児童虐待防止対策強化費

① (指摘) 市町村に対する補助金の適切な審査について

補助金額の確定に当たり、各市町村の補助対象経費の 内容など適切な審査を行うことが必要である。また、審査時 間を確保するためにも、所定の期日までに実績報告書を 提出するように各市町村に対して指導することが必要であ る。

各補助事業について、実績報告書の提出日、額の確定 日等を一覧化し、担当者以外の複数人によるチェック体制 を確立した。

また、各担当者は、スケジュール管理及び十分な審査時 間が得られるよう補助要綱及び一覧表により、手順とスケ

ジュールを確認した。 令和2年3月中に、各市町村に対して期限遵守の指導を 行うこととした。

【全庁的な取組】

令和元年度に会計課が実施した本庁支出事務説明会に おいて、本結果の内容を含め、改めて出席した職員に対し て注意喚起を行った。

(ウ) 社会的養護推進費

① (指摘) 児童養護施設等に対する補助金の適切な審査に ついて

補助金額の確定に当たり、十分な審査時間を確保し、実 績報告内容の詳細を確認して適切な審査を行うことが必要 である。また、本来あるべき補助対象経費を算定して補助 金の交付が過大と判断される場合は、返還を求めることが 必要である。

令和元年度の補助金から、各補助事業について、実績 報告書の提出日、額の確定日等を一覧化し、担当者以外 の複数人によるチェック体制を確立した上で、スケジュール 管理及び十分な審査時間が得られるようにした。

補助金の算定については、実績報告書の日付が一部補 助事業完了前に提出されていたため、令和元年8月9日、 事業者に事実確認を行い、補助事業が確実に行われてい たこと、また、過大交付は生じていないことを確認した。

【全庁的な取組】

令和元年度に会計課が実施した本庁支出事務説明会に おいて、本結果の内容を含め、改めて出席した職員に対し て注意喚起を行った。

(エ)子ども医療対策費

① (意見) 医療費公費負担金制度運営費補助金の見直し検

医療費公費負担制度及び本補助金は創設から既に長期 間が経過しており、補助目的と補助対象経費との関係が不 明確になっているため、県は、本補助金の廃止を含め、必 要性についてゼロベースで抜本的に見直すことが望まれ る。検討の結果、補助を継続するのであれば、運営費補助 的なものとせず、補助対象経費を具体的に定めるともに、 補助対象経費とそれ以外の経費とを明確に区分させること が望まれる。

さらに、団体の財政状況等を勘案して補助率及び補助金【全庁的な取組】 額の妥当性を検討し、財政状況が極めて良好であり、十分 に自己収入で補うことが可能な団体に対しては、県の負担 おいて、本結果の内容を含め、改めて出席した職員に対し を可能な限り軽減することを検討することも望まれる。

補助金の交付について検討した結果、本県独自の公費 医療負担制度を円滑に実施するため、補助対象団体から の医療機関への広報等が必要であることから、補助金を継 続する。

なお、令和元年度から、補助対象経費を「公費負担制度 の指導啓発等に要する費用」と定め、実績報告において明 確に区分するよう指導した。

令和元年度に会計課が実施した本庁支出事務説明会に て注意喚起を行った。

(才) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

① (意見) 母子父子寡婦福祉資金貸付における「関係人」の 定義の明確化について

当該貸付の償還に重要な役割を担う「関係人」の定義 が、「要領」及び「手順書」に明記されておらず、「関係人」 に対してどの程度の折衝が可能か不明瞭であるため、「要 領 | 又は「手順書 | において 「関係人 | を明確に定義するとと もに、「関係人」に対して折衝可能な範囲を明確にすること が望まれる。

令和2年3月に、「要領」等に関係人の範囲、折衝方法 及び折衝範囲について明記し、保健福祉(環境)事務所に 周知を図った。

エ 障がい福祉課

(ア) 医療的ケア児支援費

① (意見) 北九州市立総合療育センター整備事業費補助金 に係る交付事務の適時性の確保について

補助金交付要綱の施行が平成30年2月14日、補助金交 付決定が平成30年3月5日と、年度末近くとなっている。ま た、補助対象経費の一部は補助金の交付決定前に支出さるのを対象とした。 れている。

県は、より適切な補助金執行のため、交付要綱の施行等 の事務手続について時間的余裕をもって行うとともに、補 助対象経費は補助金交付決定後に支出されたものに限定 することが望まれる。

平成30年度の交付要綱の施行、交付決定について は、年度当初に行い、補助対象経費も交付決定後のも

今後についても同様のスケジュールで行うよう運用 を改めた。

② (意見) 交付要綱に規定された様式等による適切な指導 について

県は、交付要綱に規定された様式や提出期限を遵守す 望ましい。

平成30年度以降の補助金は、交付要綱に規定された るよう、補助事業者である市に対して適切に指導することが様式を期限までに提出するよう補助事業者を指導して おり、補助事業者から交付申請書や実績報告等、適切 な様式が適切な時期に提出されている。

(イ) 在宅心身障がい児対策費

① (意見) 障がい児等療育支援事業における四半期ごと精 算払の契約書への規定及び事業実績の適切な把握につ いて

四半期ごとの支援内容及び実施状況報告に基づく精算 払いについて契約書に規定することが望まれる。また、事 業終了後には年度を通した事業実績報告書を入手し、当 該年度全体の事業実績の把握及び事業計画との整合性 の確認を行うことが望まれる。

令和元年度から、四半期ごとの支払いに関する規定 を契約書に追加した。

また、年間の事業実績報告書を、徴取のうえ事業実 績の把握及び事業計画との整合性の確認を行うよう改 めた。

(ウ) 発達障がい児者等支援費

① (指摘) 発達障がい児者等支援事業における仕様書と実 績の相違について

業務委託仕様書に記載された業務について、やむを得ない事情により一部変更して実施されたことが認められた。このことによる仕様書の変更及び委託料の減額はされていない。

県は、やむを得ない事情により受託者が業務内容を変更 する場合は、変更の妥当性及び委託料減額の要否を検討 し、その検討過程及び内容を文書に記録保存する必要が ある。

平成30年度以降は、受託者がやむを得ない理由で業務内容を変更する場合、その妥当性、委託料減額の要否を検討し、その過程について、文書にして記録するよう改めた。

【全庁的な取組】

令和元年度に財産活用課が実施した財務会計事務研修会において、本結果の内容を含め、改めて出席した職員に対して注意喚起を行った。

② (意見) 発達障がい支援研修事業における参加者の増加 策の検討について

発達障がい支援研修の実施について、県医師会など医療従事者の所属する団体等への広報を積極的に実施し、より具体的な研修内容及び趣旨の周知に努めることで、参加者の増加を図ることが望まれる。

平成30年度から研修委託先を福岡県医師会に変更したうえで、同会と協力して会員に広報を行った。具体的には、研修の告知を医師会及び県のホームページ、医師会会報に掲載し、周知に努めたことで、参加者が約2.5倍に増加した

才 保護・援護課

(ア) 子ども支援オフィス関係

① (意見) 子ども支援オフィス事業における出張相談会の実施状況について

日時や場所を指定した出張相談会の形式にこだわることなく、受託者が相談者の日程及び地域の特性に見合った相談業務の実施が可能となるよう、仕様書の記載をより実態に即した内容に見直すことが望まれる。

令和元年度業務委託仕様書から、仕様書の記載を「出 張相談会の実施」から「事務所から遠方に居住する生活困 窮者への配慮」と改め、地域の特性に応じて生活困窮者に 配慮した相談対応の手法を計画して実施することとした。

② (意見) 子ども支援オフィス事業における広報の充実強化について

支援対象者が、関係機関や家族などと主だった接点を持たない場合、支援を受ける機会が限られてしまうことが考えられる。ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下「SNS」という。)などのインターネットを介した子ども支援オフィスに関する情報提供は、関係機関との接点がなくても、誰でも閲覧が可能であり、支援対象者が支援を受ける機会を増加しうるという観点から、非常に重要な広報手段である。

県は、事業の受託者とともに、ホームページの更新(検索性の向上も含む)や、SNSの拡散性を用いた事業内容の広報を積極的に行い、潜在的な支援対象者にも広く事業の存在が届くようにすることが望まれる。

子ども支援オフィスの支援対象者が利用可能な関連事業の情報等を発信するため、更新頻度を高めるとともに、広報の充実を図ることとした。

また、令和2年度からは、受託事業者を選定するための 企画提案公募において、効果的な周知・広報の手法につ いても提案を求め、評価を行っていくこととしている。

③ (意見) 高校生の就学継続のための訪問相談支援事業に おける広報の充実強化について

支援対象者は高校生であり、主な接点は学校であるが、 支援対象者が不登校である場合など、高等学校とのつながりが通常の場合と比較して希薄な場合がある。ホームページやSNSなどのインターネットを介した子ども支援オフィスに関する情報提供は、関係機関との接点がなくても、誰でも閲覧が可能であり、支援対象者が支援を受ける機会を増加しうるという観点から、非常に重要な広報手段である。

県は、事業の受託者とともに、ホームページの更新(検索性の向上も含む)や、SNSの拡散性を用いた事業内容の広報を積極的に行い、潜在的な支援対象者にも広く事業の存在が届くようにすることが望まれる。

高校生の就学継続のための訪問相談支援事業については、令和元年度から子ども支援オフィスで行う支援に統合した上で、一体的に実施することとし、その中で広報の充実強化を行うこととした。

④ (意見) 子ども支援オフィス事業及び高校生の就学継続の ための訪問相談支援事業における実績の適切な確認に ついて

実績報告の精査に当たり、当該2事業における人件費及び経費の経理の適切性を検証し、適切な事業の執行を確保するため、人件費については勤務実績表と出勤簿との照合を行うこと、また、家賃など当該2事業で共通して発生すると想定される経費についてはその按分状況の適切性の確認を行うことが望まれる。

高校生の就学継続のための訪問相談支援事業については、令和元年度から子ども支援オフィスで行う支援に統合した上で、一体的に実施することとし、事業実績についても一体的に整理することとした。

⑤ (意見) 子ども支援オフィス事業及び高校生の就学継続の ための訪問相談支援事業における事業の統合の検討に ついて

相談員がより実態に即した支援を行える体制を整備するとともに、より効率的かつ効果的な支援を行うため、当該2事業の統合を検討することが望まれる。なお、当該2事業を統合して実施する場合には、国庫補助に関する実績報告を行うため、国庫補助のメニューに応じた実績報告を事業の実施者に対して求めることが望まれる。

高校生の就学継続のための訪問相談支援事業については、令和元年度から子ども支援オフィスで行う支援に統合した上で、一体的に実施することとした。

なお、事業の統合に伴い、同一の国庫補助のメニューを 活用することとなるため、実績報告についても一体的に整 理することとした。

(イ) 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援費

① (意見) 学習支援ボランティア人材バンク事業のさらなる 活用策の検討について

人材バンク登録者数を増加させるため、大学、短期大学、専門学校等へのアプローチを強化することが望まれる。また、県退職予定者及び教員OBへの周知徹底を図ることが望まれる。さらに、県だけでなく、市町村が実施する事業にも広く活用してもらうため、引き続き市町村との連携を強化し事業内容の周知徹底を図ることが望まれる。

令和元年度は、従前から実施している大学等や教員OBへの周知に加え、新たに、社会福祉協議会や地域で学習支援を実施している団体に登録の働きかけを行うこととした。

また、市町村に対してマッチングに係る意向調査を行うなど、引き続き、市町村との連携強化に取り組んでいく。

(3) 教育庁教育振興部

監査の結果及び意見

講じた措置等

ア 社会教育課

(ア) 社会教育関係団体補助金

① (意見) 補助金額を上回る繰越金がある場合に補助金を 交付する合理性等の検討及び検討結果の記録保存につ いて

補助金額を上回る繰越金がある団体の場合は、補助金を交付することの合理性や適格性等を検討するため、その目的の範囲内で、そのような状況が生じている理由及び当該団体の財政状況を把握するとともに、合理性等の検討過程及び結果について、文書に記録し保存することが望まれる

補助対象団体における繰越金は、会費等が納入されるまでに必要な年度当初の団体活動の運営資金であり、余剰金ではない。

本件補助金の目的は、県内の社会教育関係団体を育成助長し、社会教育の振興に寄与することであり、その補助金の執行に当たっては、研修事業、委員会活動等の補助対象事業に対し、全額適切に執行されていることを確認している。

これらを踏まえ、検討状況については、引き続き文書に記録し、保存する。